

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
1	01_共通	01_総合事業への移行	市外者の利用	総合事業に移行すると、市外の方は利用できなくなるのか。	H27.3.31時点で介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業所は、H27.4.1からH30.3.31までの間、全国の市町村の総合事業(現行相当サービス)の指定を受けたものとみなされます(市町村独自でみなし指定の有効期間を定めている場合を除く。)ので、この期間は、特段の届出なく、市外の被保険者に対し引き続きサービスを提供することが可能です。 なお、みなし指定期間の後、市外の被保険者にサービスを提供するためには、柏崎市の指定の他、当該被保険者の保険者である市町村の指定更新も受ける必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
2	01_共通	01_総合事業への移行	移行時期	市がH29年度から総合事業を開始すると、現在の介護予防訪問(通所)介護の利用者は、全てH29.4.1から総合事業を利用することになるのか。	H29.4.1に総合事業を開始した時点で、全ての介護予防訪問(通所)介護の利用者が一斉に総合事業へ移行する訳ではありません。 総合事業への移行においては、その円滑な移行を図るため、要支援認定を受け、既に予防給付のサービスを利用している者については、総合事業開始時点以降も、その認定更新までの間は予防給付を受けることが可能です。 なお、要支援者の認定の有効期間は最長1年であるため、総合事業開始から1年後のH30.3.31時点で、全ての要支援者が総合事業に移行することになります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
3	01_共通	01_総合事業への移行	契約	サービス事業者と現在予防給付を受けている利用者との契約については、どのようになるのか。また、契約期間はどのようになるのか。	現在の利用者との契約は、介護予防給付について認定更新の時期までとなり、認定更新後は、総合事業のサービスについての契約となります。 総合事業の契約期間は、ケアプランに定められた期間となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
4	01_共通	01_総合事業への移行	開始前準備	平成28年度中に、要支援認定者の認定更新時や、新規のサービス開始時に配慮すべき事はあるか。	総合事業を開始するにあたり、パンフレット等による事業周知、サービス利用者への案内を順次行っています。これに伴い、利用者、家族等から事業所へ問い合わせも想定されますので、説明等の対応をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
5	01_共通	02_人員、設備、運営等の基準	人員確保	事業所が、新たにサービスAに従事する人員を募集しても確保が困難と考えるが、そのことについて市の対応は。	今後、柏崎市において、旧ホームヘルパー3級課程の修了者程度に相当する研修の開催を検討しています。この研修の修了者は、サービスAの従事者としての要件を満たすものとして取り扱う予定です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
6	04_訪問型(サービスA)	02_人員、設備、運営等の基準	資格要件	専門職(介護福祉士等)がサービスAの従事者となることは可能か。また、その場合の報酬単価はどうなるのか。	専門職(介護福祉士等)がサービスAを提供することは可能です。その場合の報酬単価は、サービスAの単価となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
7	01_共通	02_人員、設備、運営等の基準	提供拒否	サービスAにおいて、事業所側の理由により、サービス依頼を断ることは可能なのか。	柏崎市におけるサービスAの運営基準では、サービス提供拒否を禁止とする考えです。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
8	01_共通	04_算定	キャンセル料	報酬単位は1回単位となっているが、キャンセル料はいただけるのか。	柏崎市の介護予防・生活支援サービス事業は、1回単位の報酬のためキャンセル料を受領することは可能です。ただし、利用者との契約書に規定の上、利用者及び家族に事前に説明しておく必要があると考えます。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
9	04_訪問型(サービスA)	02_人員、設備、運営等の基準	資格要件	訪問型サービスAの従事者の要件にある「一定の研修等の修了者」とは、どのような内容の研修か。	一定の研修修了者の目安としては、旧ホームヘルパー3級課程の修了者程度を想定しています。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
10	02_訪問型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	サービス提供責任者	現行相当サービスのサービス提供責任者が、サービスAに従事できないのであれば、サービスAに関わる責任者を別に配置しなければならないのか。	訪問型サービスAにおいては、従事者のうち、必要数(1人以上)をサービス提供責任者として配置する必要があります。 ※H30.3.28説明会にて兼務可能と変更	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
11	02_訪問型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	従事者数	現在、訪問介護員等の職員数が基準丁度で運営しているが、今後、訪問型サービスAも提供する場合において、新たに従事者を常勤換算で1人以上を配置する必要があるか。	サービスAの従事者は必要数(1名以上)となっております。また、サービスAは訪問介護等と別に従事者を配置する必要があります。 ※H30.3.28説明会にて兼務可能と変更	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
12	02_訪問型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	管理者	管理者は、訪問介護、介護予防訪問介護、現行相当サービス及び訪問型サービスAの全てにおいて兼務が可能か。また、その場合の管理者は、サービスAのサービス提供責任者を兼務できるか。	管理者は、管理上支障がない場合、(1)当該サービス事業所の他の職務、または(2)同一敷地内の他事業所等の職務に従事が可能であるため、1人の管理者が、訪問介護、介護予防訪問介護、現行相当サービス及び訪問型サービスAの全てで兼務することは、(2)により可能です。 なお、その場合の管理者が、サービスAのサービス提供責任者を兼務することは、(1)かつ(2)となるため兼務はできません。 ※H30.3.28説明会にて兼務可能と変更	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
13	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	一体的実施	同施設、同フロアで総合事業の現行相当サービスとサービスAを一体的に実施してもよいか。	それぞれの事業の人員、設備等の基準を満たし、新たにサービスAの事業所の指定を受ければ、一体的にサービスを実施することは可能です。 なお、場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容を区分するなど、現行相当サービスの利用者の処遇に影響がないよう配慮する必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
14	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	定員	実施する場所のスペースや定員は、どの位になるのか。	事業を行うスペースは、利用定員×3㎡の広さが必要なことから、利用定員については、実際の事業所のスペースを考慮し、この要件を満たす範囲内で設定する必要があります。 また、併せて、その定員総数を受け入れた場合の人員配置を満たすことができるかも考慮する必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
15	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	一体的実施	通所介護、介護予防通所介護及び現行相当サービスに加え、通所型サービスAを一体的に実施する場合の定員はどうなるのか。	通所介護、介護予防通所介護及び現行相当サービスの利用者の合算で定員を定めるとともに、これとは別に通所型サービスAの定員を定める必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
16	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	定員	小規模事業所では運営が厳しいので、定員を増やすことはできるのか。	利用定員×3㎡の面積要件や定員(利用者)に対する人員配置を満たす範囲内で、定員を増やすことは可能です。なお、この場合は、市に変更届を行う必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
17	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	単位数	通所型サービスAで新たに定員を設けるということは、通所型サービスAで1単位、通所介護、介護予防通所介護及び現行相当サービスで1単位となるのか。	お見込みのとおり。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
18	08_通所型(サービスA)	02_人員、設備、運営等の基準	資格要件	通所型サービスAの従事者はボランティアでも良いか。	通所型サービスAの従事者は、利用者15人まで専従者1人以上とされており、専従者とは、あらかじめ計画された勤務表に従い、サービスの提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しない者と考えます。従って、人員基準に含む従事者は雇用労働者であり、ボランティア者を想定していません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
19	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	人員配置	通所型サービスの人員基準について、どのように考えているか。	「新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則」をご参照ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
20	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	管理者	通所介護の管理者が、通所型サービスAの従業者を兼務することは可能か。	通所介護の管理者は、管理上支障がない場合、(1)当該サービス事業所の他の職務、または(2)同一敷地内の他事業所等の職務に従事が可能であるため、同一敷地内で実施するサービスAに従事することができます。ただし、併せてサービスAの管理者を兼務することは、(1)かつ(2)となるためできません。 ※H30.3.28説明会にて兼務可能と変更	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
21	08_通所型(サービスA)	02_人員、設備、運営等の基準	人員配置	通所型サービスAでは、看護職員及び生活相談員の配置はどうなるか。配置しない場合、減算はあるか。	看護職員及び生活相談員は、通所介護、介護予防通所介護及び総合事業の現行相当サービスにおいて配置することが規定されており、配置しない場合は減算となります。一方、通所型サービスAでは、人員基準が緩和されており、看護職員及び生活相談員の配置を規定していません。従って、配置しない場合の減算もありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
22	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	定員	現在、事業所面積の最大数の定員を設定しているが、通所型サービスAを同場所で実施する場合、通所型サービスAの定員分を減じる必要があるか。また、その場合、県指定に係る運営規定の変更届が必要となるか。	お見込みのとおり、ご質問のケースの場合は、通所型サービスAの定員分を減ずる必要があります。なお、県指定に係る運営規定の変更届についても必要と思われませんが、詳細は県へ確認をしてください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
23	01_共通	03_サービスの基準	サービス併用	現行相当サービスとサービスAを組み合わせて利用することは可能か。	介護予防支援・サービス計画においては、利用者の状態像、ニーズ等に応じて現行相当サービスかサービスAかを選定することから、現行相当サービスとサービスAを組み合わせて利用することは想定していません。このため、訪問型サービスにおいて、例えば週2回のうち、1回を「身体介護中心」で、もう1回を「生活援助中心」のサービスを提供する場合、両方とも現行相当サービスで取り扱います。なお、通所型は現行相当サービス、訪問型はサービスA(またはその逆)という組み合わせは、可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
24	01_共通	03_サービスの基準	個別サービス計画、モニタリング	サービスAは、個別サービス計画やモニタリングは必要か。記録の様式やモニタリングの期間はどうか。	柏崎市におけるサービスAの運営基準では、個別サービス計画は、必要に応じて作成するものとしています。なお、計画を作成する場合は、介護予防訪問(通所)介護に準じて取り扱うものとします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
25	03_訪問型(従前相当)	03_サービスの基準	利用回数	現行相当サービスは、要支援1であっても週2回利用することが可能か。	要支援1の訪問型サービスは、「月4回まで」と「月5～8回」があり、週2回利用することは可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
26	02_訪問型(共通)	03_サービスの基準	サービス内容	訪問型サービスにおいて、ヘルパーができる行為、できない行為は今までと同様か。	訪問型サービス(現行相当サービス、サービスA)において、介護予防訪問介護と同様に、「商品の販売や農作業等生業の援助的な行為」、「直接本人の援助に該当しない行為」、「日常生活の援助に該当しない行為」は、生活援助の内容に含まれません。なお、具体的な取り扱いは、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振76号)をご参照ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
27	02_訪問型(共通)	03_サービスの基準	サービス提供時間	訪問型サービスの提供時間、報酬単位はどうか。また、基本となるサービス提供時間がある場合、その時間を超えてサービス提供した場合はどうか。	サービス提供時間は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防支援・サービス計画を踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用時間の設定が行われるものと考えており、一律に時間を定めるものではありません。しかし、サービス水準の平準化の観点から、現行相当サービスは1時間程度、サービスAは40分程度を目安とします。なお、目安の時間を超えてサービス提供した場合においても、報酬単位は変更ありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
28	02_訪問型(共通)	03_サービスの基準	短時間型	短時間型サービス(20分未満)の利用要件はあるか。また、短時間型サービスと通常時間のサービスを併用できるか。	短時間型サービスの利用要件は、特段ありません。短時間型サービスと通常時間のサービスを併用することは可能ですが、合計単位数が国の定める基準を超えるような場合は、月包括単位となります。よって、短時間型サービスと通常時間のサービスの提供事業所が異なる場合、月包括単位による請求ができないため、回数調整が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
29	04_訪問型(サービスA)	03_サービスの基準	自立支援	訪問型サービスAは、自立支援の観点から共に行う生活援助ではなく、事業所がすべて行う支援になるのか。	訪問型サービスAの基本方針は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであるため、当該サービスにおいては、自立支援の観点で提供されるものと考えます。ただし、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共に行い、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りは、「自立支援のための見守りの援助」として身体介護に区分されます。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
30	02_訪問型(共通)	03_サービスの基準	サービス併用	要支援者で、現在の利用状況が、同一日に身体介護と生活援助を受けていた場合、総合事業でも同様のサービスを受けることはできるか。	介護予防支援・サービス計画において必要と判断されれば、「身体介護」と「生活援助」を同一日に利用することは可能です。ただし、身体介護と生活援助の両方を行っている場合は、現行相当サービスで算定します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
31	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	一体的実施	現行相当サービスと通所型サービスAを一体的に実施する場合、サービス内容は異なっても良いのか。	サービスAと、現行相当サービス(通所介護、介護予防通所介護も含む)では、対象者も従業者も異なることから、サービス提供内容は、明確に区分する必要があります。しかし、互いの利用者の処遇に影響がないよう配慮されていれば、活動場所や時間帯を分ける必要はありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
32	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	利用回数	通所型サービスの利用回数の制限はあるのか。	国のガイドライン等に準じ、要支援1は月4回まで、要支援2は月5～8回まで、事業対象者は状態に応じて月4回まで又は月5～8回までとすることを原則とします。なお、アセスメントの状況等に応じて、これを超えた回数を利用することも可能ですが、総合事業の報酬単位は、国が定める基準を超えることができないため、その場合は、国が定める1月の包括単位となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
33	08_通所型(サービスA)	03_サービスの基準	実施回数	現行相当サービスと別の場所でサービスAを実施する場合、毎日ではなく、例えば週に2～3回として実施しても良いか。	サービスの実施回数については、特段の定めがありませんので、各事業所において、人員配置等を考慮したうえ、提供可能な回数を設定していただくこととなります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
34	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	提供時間	通所型サービスのサービス提供時間の定めはあるか。	サービス提供時間は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防支援・サービス計画を踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用時間の設定が行われるものと考えており、一律に時間を定めるものではありません。しかし、サービス水準の平準化の観点から、現行相当サービスは3時間以上、サービスAは1時間30分以上とします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
35	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	提供時間	現在の介護予防通所介護のサービス提供時間は、午前、午後を通じての時間帯で提供しているところが多い。総合事業になった場合、現行相当サービスは3時間以上が目安とされるが、市内の事業所で利用時間を変更するという動きはあるか。	H27.3.31時点で、介護予防通所介護を提供する事業所は、現行相当サービスのみなし指定を受けるため、基本的には県へ届出した内容のとおりサービスが提供されるものと想定しています。一方、H27.4.1以降に開設した事業所は、みなし指定を受けないため、市へ新規に事業所指定の届出を行う必要があり、現行相当サービスにおいては、3時間以上で任意に時間設定がなされます。なお、サービスAを提供する場合は、全ての事業所が新規に事業所指定の届出を行う必要があり、1時間30分以上で任意に時間設定がなされます。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
36	07_通所型(従前相当)	03_サービスの基準	サービス内容	みなし指定事業所において、現行相当サービスへ移行した利用者だけ一部サービスを省略し、早めに帰宅してもらう対応をしても良いか。	既存事業所(H27.3.31時点)は、従来からの(介護予防)通所介護と一体的に現行相当サービスを提供するものとして、みなし指定がされています。このため、ご質問の対応例では、一体的なサービス提供とはいえません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
37	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	提供時間	総合事業(要支援者等)のサービス時間について、一律3時間とすることはできるか。	通所型サービスのサービス提供時間の目安は、現行相当サービスは3時間以上、サービスAは1時間30分以上としています。従って、現行相当サービスとサービスAを一体的に提供する場合、一律3時間とすることは可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
38	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	送迎料、入浴料	送迎料金や入浴料金を設定して良いか。	送迎・入浴については、基本単位の中に算定されており、事業所においては、希望される利用者に対して適切に送迎・入浴サービスを提供する必要があると考えます。ただし、利用者の希望がなく送迎・入浴サービスを提供しなかったからといって減算することは考えていません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
39	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	一体的実施	総合事業の利用者と、介護保険給付の利用者の混在は可能か。	サービスAと一体的にサービス提供を行う場合、プログラムを分けるなど、サービス提供に支障を与えないことを前提に、利用者が混在することは可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
40	08_通所型(サービスA)	03_サービスの基準	おやつ提供	通所型サービスAにおいて、利用者の希望に応じ、昼食・おやつ等を実費負担で提供して良いか。その際、昼食等の時間は、サービス提供時間に含めて良いか。	昼食・おやつ等を実費負担で食事等を提供することは可能です。なお、食事等の提供はサービス行為とみなし、食事等時間をサービス提供時間に含めても構いません。ただし、利用者の日常生活動作能力の向上等、通所型サービスAの本来の目的から、サービス提供時間の大部分を食事等に費やすことは適切ではありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
41	01_共通	04_算定	複数事業所の利用	複数の事業所を利用できるとあるが、要支援の方が複数の施設を利用した場合、すべての事業所が算定している加算をとる事ができるのか。(重複する加算も出てくる)	お見込みのとおり。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
42	08_通所型(サービスA)	04_算定	サービス提供強化加算	通所型サービスAにおいて、介護福祉士1名を配置した場合、サービス提供体制強化加算は算定できるか。	サービス提供体制強化加算は、指定介護予防通所介護と同様に扱います。詳細は、「柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご参照ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
43	08_通所型(サービスA)	04_算定	運動機能向上加算	通所型サービスAの運動器機能向上加算の算定要件は、これまでと同様か。	運動器機能向上加算は、指定介護予防通所介護と同様に扱います。詳細は、「柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご参照ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
44	06_通所型(共通)	04_算定	独自加算	重度化予防の実績があった事業所に対する加算など、市独自の加算制度はあるのか。	加算については、現行の介護予防訪問(通所)介護と同一となります。ただし、通所型サービスAについては、市独自に「送迎加算」を設けています。 ※H31.2.26通知文にて、H31.4利用分から送迎加算を廃止し、基本単位に長距離送迎分を上乗せした単位を新設	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
45	08_通所型 (サービスA)	04_算定	送迎加算	通所型サービスAにおける送迎加算の対象となる地域とは、具体的に何処か。	送迎加算を算定するには、利用者の居宅から半径5キロメートル内に通所型サービスA事業所がないことが条件となります。このため、単に地区を定めることなく、利用者ごとの判断をお願いします。 なお、既に送迎加算を算定していたケースでも、後に当該利用者の居宅から半径5キロメートル内に通所型サービスA事業所が開設された場合は、その時点から送迎加算を算定することはできません。 ※H31.2.26通知文にて、H31.4利用分から送迎加算を廃止し、基本単位に長距離送迎分を上乗せした単位を新設	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
46	01_共通	04_算定	報酬単位	現行相当サービスの報酬単位は、今後の介護報酬改定の後も国の基準で継続されるか。	現行相当サービスの報酬単位は、市町村において国が定める額を上限として定めるものとされています。市町村は、サービス単価を設定するにあたり、専門職種による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じて、相応の単位を定めることとなります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
47	01_共通	06_要介護認定、基本チェックリスト	認定結果が要支援でなかった場合	認定結果が出る前にサービス事業を利用した場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるのか。また、この場合、認定前の暫定利用分については総合事業の単価で日割り算定することになるのか。	要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者は介護予防・生活支援サービス事業を利用することができないため、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者が要介護1以上の認定となった場合、介護予防・生活支援サービス事業が全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間は、サービス利用状況確認書により介護予防・生活支援サービス事業の利用を継続することを可能としています。 この場合の算定方法は、介護給付を開始するまでの利用分について、1回単価から算出し、日割り算定は行いません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
48	01_共通	08_その他	利用者負担割合	総合事業パンフレットには、利用者の個人負担(1割または2割)の記載がないが、これまでと同様か。	総合事業の利用者負担割合は、現行相当サービス、サービスAともに、原則1割、一定所得以上の場合は2割とします。 なお、「利用回数(1月の合計)による事業費の金額早見表」は、自己負担が1割の場合について作成したものであり、2割の場合は倍額となりますのでご注意ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
49	06_通所型(共通)	04_算定	1日あたりの利用回数	半日型の通所型サービスで、同一人物が、午前と午後の2単位利用した場合、1日の利用者数は1人か、2人か。	1人の利用者が、同日の午前と午後で2単位を算定することは、他に1日型の通所型サービスを提供する事業所があることから基本的に想定していません。このため、当市の通所型サービスは、1日あたりの利用を1回までとします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
50	01_共通	05_事業所指定	みなし指定	現行相当サービスについてみなし指定を受けた事業所は、サービスAについて指定申請を行う必要はあるか。	現行相当サービスとサービスAは、それぞれ異なるサービスであり、従事する者も異なる(一部で兼務が可能)ため、別に指定申請を行う必要があります。 なお、H27.4.1以降に介護予防訪問(通所)介護事業所を開設し、みなし指定を受けていない場合は、現行相当サービスについても市へ指定申請が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
51	01_共通	05_事業所指定	委託契約	総合事業を実施する場合、市と事業者で委託契約を締結する必要があるのか。	現行相当サービスは、市の指定を受けた事業者が提供するサービスです。また、サービスAについても、柏崎市では指定事業者制度を活用するため、市と事業者で委託契約を行うことはありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
52	08_通所型(サービスA)	05_事業所指定	新規開設	平成28年度に新規に通所介護事業所の開設を検討しているが、サービスAの申請はどのようになるか。	市への指定申請が必要になります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
53	01_共通	05_事業所指定	異なるサービス内容	現行相当サービスについてはみなし指定となるが、既存サービスと現行相当サービスとが内容を異にする場合、申請等はどうなるか。	みなし指定においては、県へ届出した指定介護予防訪問(通所)介護の内容のとおり、現行相当サービスが提供されることが前提となります。従って、届出内容と異なるサービスを提供する場合は、市へ変更の届出が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
54	01_共通	05_事業所指定	総合事業を実施しない	総合事業を実施しない、要支援者を受け入れない場合、申請等はどうなるか。	H27.3.31時点で介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業所は、総合事業を実施しない旨の別段の申出をしない限り、H27.4.1からH30.3.31までの間、総合事業の現行相当サービスの指定(みなし指定)を受けています。現行相当サービスは、サービス提供拒否の禁止が規定されていることから、要支援者を受け入れない場合、みなし指定の取消の手続きが必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
55	01_共通	05_事業所指定	指定更新申請	みなし事業者の更新申請について、時期と提出書類はどんなものがあるか。	みなし指定の有効期限は、H30.3.31までです。このため、H30.4月以降も事業を継続する場合には、市に指定の更新申請が必要となります。なお、更新申請の書類については、申請受付の時期にお示します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
56	01_共通	05_事業所指定	サービス時間の変更	みなし指定事業所において、総合事業の開始に合わせサービス時間を変更する場合、みなし指定された時点の内容と異なることから、みなし指定を廃止し、新たに市の指定を受ける必要があるか。	サービス時間の変更は、サービス提供体制を変更することになりますが、サービスの内容自体を変更することにはなりません。このため、みなし指定を廃止し、新たに市の指定を受ける必要はありません。変更後10日以内に、市へ変更の届出を行うことになります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
57	01_共通	05_事業所指定	定款	現在の定款に「附帯関連する一切の事業」と記載されている場合、「介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業」が含まれていると捉えてよいか。また、「第2種社会福祉事業(老人デイサービス事業の経営)」の場合はどうか。	総合事業は、「附帯関連する一切の事業」には含まれていないため、「介護保険法に基づく第1号訪問事業・第1号通所事業」と明記する必要があります。また、「第2種社会福祉事業(老人デイサービス事業の経営)」には、介護予防通所介護相当サービスは含まれていますが、通所型サービスAは含まれないため、通所型サービスAを実施する場合は、「介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業」と明記する必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
58	01_共通	05_事業所指定	介護職員処遇改善加算	総合事業の指定申請に際し、介護職員処遇改善加算届出書について、未だ新年度分の通知が出ていないため、通知後の提出でも構わないか。	平成29年度の介護職員処遇改善計画書等の様式例等については、H29.3月以降に厚生労働省が発出する関係通知の中で示すこととされており、届出の締め切りは、平成29年度当初の特例として、同年4月15日までとなります。介護予防・日常生活支援総合事業における加算の介護職員処遇改善計画書等の届出についても、同様の取扱いとなります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
59	01_共通	05_事業所指定	事業所番号	総合事業における事業所番号は新しい番号となるか。	現在の事業所番号を引き継ぎます。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
60	02_訪問型(共通)	05_事業所指定	勤務体制、勤務形態一覧表	訪問介護、介護予防訪問介護及び現行相当サービスと訪問型サービスAとを一体的に行う場合、訪問型サービスAの指定申請の「勤務体制及び勤務形態一覧表(様式5)」は、どのように記載すればよいか。	訪問介護、介護予防訪問介護及び現行相当サービスと訪問型サービスAとを一体的に行う場合は、当該訪問介護、介護予防訪問介護及び現行相当サービスの「勤務体制及び勤務形態一覧表(様式5)」を併せて提出してください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
61	01_共通	06_要介護認定、基本チェックリスト	総合事業のみ利用者の認定更新	総合事業のみを利用する者であっても、要介護認定の更新をした方がよいか。	要介護認定の更新は、本人の希望や状態を踏まえて今後に利用されるサービスを考慮し、判断をお願いします。なお、事業対象者の支給限度額は要支援1と同様のため、要支援2でサービス利用の多い方については、ご注意ください。また、基本チェックリストにより事業対象者としてサービスを利用し始めた後でも、必要なときは要介護認定等の申請は可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
62	01_共通	06_要介護認定、基本チェックリスト	自立・非該当	要支援・要介護認定で「自立・非該当」となった場合、基本チェックリストで「事業対象者」とし、総合事業のサービスを利用することはできるか。	基本チェックリストは、要支援・要介護認定に代用するものであるため、「自立・非該当」となった人を、基本チェックリストで「事業対象者」にすることは想定していません。なお、要支援・要介護認定申請と基本チェックリスト実施は、同時に行うことはできませんのでご注意ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
63	01_共通	07_ケアマネジメント	総合事業のプラン作成者	総合事業でもケアプランを作成するのか。作成する場合は、地域包括支援センターが作成するのか。	現行相当サービス、サービスAを利用する場合、現行同様のケアプランの作成が必要となります。ケアプランは、基本的に地域包括支援センターが作成しますが、介護予防支援と同様に居宅介護支援事業所に委託することが可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
64	01_共通	07_ケアマネジメント	初回アセスメント	総合事業の初回アセスメントを包括が行うことのメリット、デメリットは。	総合事業の介護予防ケアマネジメントの実施担当者は、利用者本人が居住する地域の包括支援センターが実施することになっています。居宅介護支援事業所に委託する場合は、アセスメントに立ち会う、サービス担当者会議に同席するなど、適宜ケアマネジメントに参与してください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
65	01_共通	07_ケアマネジメント	興味・関心チェックシート	ケアマネジメントにおいて、興味・関心チェックシートへの記載は必須か。いつ使用すればよいか。	生活意欲が低下している高齢者等においては、具体的な目標を引き出すことが困難な場合も少なくありません。興味・関心チェックシートは、ケアマネジメント等において、高齢者等の興味・関心に気づくヒントを得るためのツールとして開発されています。このため、必須ではありませんが、高齢者のニーズを正しく把握するために活用を推奨します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
66	01_共通	07_ケアマネジメント	ケアプランの期間	介護予防ケアマネジメントの評価期間はどのくらいか。	基本チェックリストは、制度上の期間は定められていませんので、利用者の状態等を考慮して決めてください。しかし、高齢者の心身の状態や生活状況等を勘案すると、最長でも1年間と考えます。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
67	01_共通	07_ケアマネジメント	サービス調整、給付管理	事業対象者のサービス調整、給付管理等は誰が行うのか。	当該対象者のケアプランの作成した地域包括支援センターまたは委託した居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行います。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
68	01_共通	01_総合事業への移行	新規利用者	要支援者は、認定更新後から総合事業のサービスへ移行することだが、現在サービスを利用していない要支援者が、H29.4月以降に利用を開始する場合、認定更新までは介護予防給付か。それとも総合事業か。	認定更新に合わせて総合事業のサービスへ移行するのは、既にサービスを利用している人であり、総合事業開始後に新たにサービスを利用する場合は、総合事業のサービスを利用します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
69	01_共通	07_ケアマネジメント	総合事業のみを利用	総合事業のみを利用する場合、ケアプラン作成や請求業務で現行と変更点はあるのか。	現行相当サービス、サービスAを利用する場合のケアマネジメントは、現行の予防給付と同一のプロセスにより行う必要があり、サービス担当者会議の開催やモニタリングの実施についても同様です。 ケアマネジメント費の請求については、総合事業のみを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント費として、直接市に請求することになります。 総合事業と介護予防福祉用具貸与や介護予防訪問看護等の介護予防給付を組み合わせて利用する場合は、従来どおり介護予防給付の介護予防支援費として国保連へ請求します。 ※介護予防ケアマネジメント費も国保連へ請求となります。ただし、市が請求内容の審査を行うため、請求者一覧、ケアプランの写し、サービス利用票(実績記入済)の提出が必要です。(介護予防ケアマネジメントマニュアル参照)	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
70	01_共通	06_要介護認定、基本チェックリスト	基本チェックリストの実施者	ケアマネジメントを居宅介護支援事業者へ委託している場合、認定更新時に基本チェックリストを実施する者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーか。	事業対象者を判断するための基本チェックリストは、原則、市または地域包括支援センターの職員が実施します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
71	01_共通	06_要介護認定、基本チェックリスト	確認票兼申込書の記載者	居宅介護事業所へ委託しているケースについて、基本チェックリストによる判定を行うかどうかの確認は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行うため、利用者との関係性を踏まえ「確認票兼申込書」も居宅介護支援事業所のケアマネジャーが記載した方が良いのでは。	基本チェックリストの受付は、市役所介護高齢課または地域包括支援センターが行うものとしていますので、地域包括支援センターの訪問等により、本人(または代理人)に「確認票兼申込書」を記載していただき、基本チェックリストを実施してください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
72	01_共通	07_ケアマネジメント	相当サービスとサービスAの利用者の基準	現行相当のサービスとサービスAの利用者の基準は何を持って判断するか。	ケアマネジャーが利用者の課題を分析し、現行相当のサービスが必要なのか、サービスAが適当かを判断します。なお、ケアプランには、何故そう判断したのかが分かるように記載する必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
73	01_共通	07_ケアマネジメント	介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書	総合事業において、現行相当サービスを利用する場合、その必要性をケアプランに記載する旨の説明があったが、どの欄へ記載すればよいか。	現行相当サービスを利用する場合は、「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」の提出をお願いします。確認書には、介護予防訪問(通所)介護相当サービスの利用が必要な理由を記載したうえで、添付するケアプランにも内容が分かるよう記載をお願いします。記載する欄は、アセスメント領域、領域における課題等でも特に指定はありません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
74	01_共通	07_ケアマネジメント	相当サービスとサービスAの利用者の基準	現行相当サービスの対象者の要件について、誰がどのような基準で判断するのか。	現行相当サービスとサービスAの対象者像は、「指定事業所によるサービスの対象者像」(H28.7.28事業所連絡会資料2)でお示したとおりです。実際の判断は、地域包括支援センター等によるケアマネジメントにおいて、本人の意向、心身の状態、生活状況等を勘案し、相談のうえ決定します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
75	02_訪問型(共通)	07_ケアマネジメント	相当サービスとサービスAの利用者の基準	認知症の症状があれば、現行相当サービス(訪問型)が利用できるのか。	訪問型の現行相当サービスは、「身体介護が中心」のサービス内容となります。このため、認知症の症状があったとしても、サービス内容が「生活援助が中心」で、専門知識に基づく関わりが生じない場合は、サービスAが選択されるものと想定しています。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
76	01_共通	07_ケアマネジメント	相当サービスとサービスAの利用者の基準	「指定事業所によるサービスの対象者像」(H28.7.28事業所連絡会資料2)の項目のうち、1つでもケアプラン上に位置付けてあれば、現行相当サービスの対象者と考えてよいか。	現行相当サービスの対象は、地域包括支援センター等のアセスメントにより判断されるものであり、対象者像にある判断の指針を確認し、ケアプランに相應の理由で位置付けられているかが前提となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
77	06_通所型(共通)	07_ケアマネジメント	相当サービスとサービスAの利用者の基準	介護予防通所介護相当サービスを利用する場合の要件「生活機能を向上させるための専門的な機能訓練が必要なケース」の基準について、運動器機能向上加算を算定する事業所とあるが、機能訓練を実施しているが加算算定をしていない事業所の利用は認められるか。	認められません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
78	01_共通	07_ケアマネジメント	介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書	「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」は、H29.4月からの利用分について、確認書(案)を使用することになっているが、(案)が外れた時点で、再提出する必要性はあるか。	再提出は不要です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
79	01_共通	07_ケアマネジメント	要介護認定区分の変更	総合事業利用者が、状態の悪化により要介護認定申請を行った場合、申請日に遡って訪問介護、通所介護を介護給付として利用できるか。また、認定結果が要支援だった場合は、どのように取り扱えばよいか。	ご質問のケースの場合、申請日から暫定プランとして介護給付のサービスを利用することが可能です。なお、認定結果が要支援だった場合は、要支援者として取り扱いますので、総合事業で対応します。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
80	01_共通	07_ケアマネジメント	要介護認定区分の変更	事業対象者が、総合事業利用後、状態悪化のため要介護認定申請し、要介護となった場合、認定日から月末までの間にサービス利用状況確認書で介護給付に切り替えるところがあるが、認定日が月末である場合の対応はどうしたらよいか。介護給付を開始する日は、任意に設定してよいのか。	要介護認定の認定日が月末となり、翌月当初から介護給付への切り替えが困難な場合においては、速やかに介護給付へ移行するよう対応をお願いします。この場合、介護給付を開始する日は、可能な範囲で早期の期日に設定してください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
81	01_共通	07_ケアマネジメント	サービス利用状況確認書	「サービス利用状況確認書」の介護給付サービスの利用開始日は、要介護認定申請日を記入するという考え方で良いか。また、認定結果が要支援となった場合はどう取り扱うのか。	「サービス利用状況確認書」の介護給付サービスの利用開始日は、介護給付サービスの開始する日を記入します。認定結果が要支援となった場合は、要支援者として取り扱います。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
82	01_共通	07_ケアマネジメント	サービス利用状況確認書	現行相当サービスを利用する場合、審査会の開催が遅れ、現在の認定有効期限前までに結果が出ない場合は、確認書を提出することで、暫定利用が可能か。	審査会の開催が遅れたなどの理由で、現在の認定有効期限前までに結果が出ない場合、「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」及び暫定プランを提出することで、暫定利用が可能です。ただし、要支援・要介護認定の結果が、自立・非該当となった場合は自費となり、要介護となった場合は介護給付となりますので、ご注意ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)
83	01_共通	07_ケアマネジメント	東日本大震災避難者	T町からの東日本大震災避難者(住所を移していない、要支援者、有効期限H29.4月末)について、①認定更新後は総合事業に移行するが、柏崎市とT町でサービス単価が異なる場合の取扱いは如何か(ケアプラン提出先、実績報告等も含め)、②総合事業のサービスと短期入所を計画したが、結果として短期入所の利用がなかった場合の請求先は、③柏崎市とT町で総合事業のサービス単価が異なるためにサービスを利用できない事案が生じた場合の対応方法は。	① 認定更新以降の通所介護は、介護予防通所介護相当サービス(みなし指定事業所に限る)又は通所型サービスAとなります。通所型サービスAの場合は、当該事業所がT町の指定を受けなければ利用することができません。なお、介護予防通所介護相当サービスの単価は、国基準のため共通となります。ただし、T町が当市と同様の1回単位か、あるいは月包括単位かを確認する必要があります。 ② 総合事業のみの請求方法となります。サービス費は、サービス事業所が国保連へ請求し、ケアマネジメント費は、居宅介護支援事業所が委託元のT町地域包括支援センターへ請求します。 ③ ①のとおり、介護予防通所介護相当サービスの単位は共通となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
84	01_共通	07_ケアマネジメント	市外でのサービス利用	柏崎市の住所がある人が、市外でサービスを利用するとき、(市外のサービスA事業所が柏崎市の指定を受けるケースは殆どないと思われるため)基本的に現行相当サービスとなるが、その場合も「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」の提出は必要か。必要な場合は、確認書の記載は市内包括か、受託先のケアマネか。	柏崎市に住所を有する人が、市外で現行相当サービスを利用する場合も、「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」の提出が必要です。確認書の記載者は、委託した居宅介護支援事業所との協議をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
85	01_共通	07_ケアマネジメント	市外でのサービス利用	住所を移さないで他市に居住し、他市のサービスを利用する場合の取扱い方法はどうか。 ①柏崎市に住所のある人が、他市のサービスを利用する場合、②他市に住所のある人が、柏崎市のサービスを利用する場合	「住所を移さないで他市町に居住する者のサービス利用について」(H29.2.24事業者説明会資料3-1)を参照されたい。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
86	01_共通	07_ケアマネジメント	予防給付と併用する場合のケアマネジメント費	通所型サービスAと訪問看護及び短期入所を利用している人が、短期入所を利用する月と利用しない月の扱いはどうなるか。また、このケースにおいて、予定していた訪問看護を都合により利用しなかった場合の請求はどうか。	総合事業と介護予防給付を組み合わせる場合、ケアマネジメントは介護予防支援となり、ケアマネジメント費は国保連合会へ請求となります。ご質問のケースの場合、短期入所を利用しない月において、都合により訪問看護も利用しなかった場合は、ケアマネジメントは、介護予防給付の実績がないため介護予防ケアマネジメントとなります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
87	01_共通	07_ケアマネジメント	予防給付と併用する場合のケアマネジメント費	介護予防給付と総合事業(現行相当サービス)を併用する場合のケアマネジメント費は、介護予防支援での請求となるが、現行相当サービスの利用料は月単位か、1回単位か。	要支援者は、認定更新後から総合事業のサービスへ移行します。このため、認定更新後は福祉用具貸与などの総合事業に移行しないサービス(介護予防給付)の利用があったとしても、総合事業の現行相当サービスを利用することとなり、1回単位となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
88	06_通所型(共通)	07_ケアマネジメント	週あたりの利用回数	要支援2で通所型サービスを月8回まで利用するとした場合、例えば月の第1、2週に週4回、第3週以降は利用しないような使い方は可能か。	月8回までの利用とは、介護予防支援・サービス計画において、1週に2回程度の利用が必要とされた人に対するサービスと考えられるため、ご質問のような使い方は想定していません。なお、訪問型サービスについても同様です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
89	04_訪問型(サービスA)	07_ケアマネジメント	事業所のサービス内容等	訪問型サービスAを実施する各訪問介護事業所の提供内容(提供時間や内容等)について、市から情報提供してもらえるか。	訪問型サービスAの提供体制や内容詳細については、各サービス提供事業所へ照会をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
90	01_共通	07_ケアマネジメント	介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書	現行相当サービスを利用する場合、前月15日までに「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」を提出するが、要支援・要介護認定結果が出る以前は、要支援の結果となる想定で進めて良いか。	「介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書」を提出する時点で、要支援・要介護認定結果が確定していない場合は、一次判定結果を踏まえ、確認書及び暫定プランを提出してください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
91	07_通所型(従前相当)	08_その他	今後の予定	介護予防通所介護相当サービスについて、「通所型サービス1【要支援1・事業対象者】」及び「通所型サービス2【要支援2・事業対象者】」の区分は、H30.4月以降も継続するのか。	サービス名称については、国に準じているところです。現時点で、国から変更等の連絡は入っておりません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
92	01_共通	08_その他	今後の予定	今後、サービスBやサービスCを創設する可能性があっても、現行相当サービス及びサービスAの枠組みは、平成30年度以降も変更がないと考えてよいか。	現時点で、平成30年度以降の変更を想定していません。サービスの枠組みは、国の実施要綱やガイドラインに基づいているため、今後の介護保険制度改正等により、変更が生じる場合もあります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
93	01_共通	08_その他	ワイズマン	市が取りまとめをしているケアプラン作成支援システム(ワイズマン)について、利用状況に応じて、1回単位と月包括単位が自動で切り替わるようなシステム改修は行うのか。	ワイズマンでは、自動で切り替わるようなシステム改修は行いません。なお、他のシステムについては、システム会社へご確認ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
94	01_共通	08_その他	小規模多機能居宅介護との併用	小規模多機能居宅介護を利用している者は、総合事業の訪問型及び通所型サービスを利用できるか。	介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者に対して必要なサービスを包括的に提供する性質であることから、介護予防・生活支援サービス事業のうち、指定事業者によるサービス(現行相当サービス、サービスA)を併用することは想定していません。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
95	06_通所型(共通)	08_その他	事業所規模換算	事業所規模換算の際、総合事業の利用者についてはどうなるか。	(介護予防)通所介護と総合事業を一体的に実施している場合、平均利用延人員数の計算において、現行相当サービスの利用者を同様に取り扱い、サービスAの利用者は含めないものと思われませんが、詳細は、県の担当部局へご確認ください。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)
96	01_共通	08_その他	各事業所の総合事業実施の有無	現在、市内でサービス提供を行っている訪問介護事業所及び通所介護事業所の全てが総合事業を実施するのかどうか。実施しない事業所がある場合は、利用者は事業所を変更しなければならないことが想定されるため、実施しない事業所がある場合は早めに情報提供いただきたい。	H29.4.1から総合事業のサービスを提供する事業所は、みなし指定を除き、H29.2月末までに市へ事業所指定の届出を行う必要がありますが、併せて、H29.1月末までに市へ実施意向を連絡することとしています。従って、H29.2月には地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対し、各事業所の意向をお伝えできる予定です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
97	01_共通	01_総合事業への移行	サービス休止後の再開	サービスを利用している人が、入院して一旦利用を休止した後、サービスを再開する場合は総合事業のサービスとなるか。	柏崎市では、認定更新に合わせ総合事業への切り替えを行っています。このため、認定の有効期限までは、予防給付の利用継続は可能です。 なお、認定有効期限以降のことを踏まえて、サービス再開時から総合事業のサービス利用を希望する場合は、総合事業へ切り替えることも可能です。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
98	01_共通	01_総合事業への移行	サービスの追加	認定更新前で総合事業へ移行していない人が、総合事業開始後に初めて短期入所を利用した後、通所介護を追加して利用する場合、総合事業のサービスで取り扱うのか。	H29.4月以降にサービスの利用を開始する場合は、総合事業のサービス利用となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
99	01_共通	01_総合事業への移行	サービスの追加	H29.4月以前から訪問介護を利用していた要支援者が、H29.4月以降に新たに通所介護の利用を追加する場合、総合事業のサービスとなるか。	H29.4月以前から既に予防給付で訪問介護を利用している場合は、H29.4月以降の通所介護も予防給付となります。 また、利用者が総合事業のサービスを希望する場合は、総合事業のサービス利用も可能ですが、予防給付の訪問介護と総合事業の通所介護を組み合わせることはできませんので、この場合は訪問介護も総合事業へ切り替える必要があります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
100	01_共通	01_総合事業への移行	認定更新前の移行	予防給付の通所介護を利用している人が、要支援認定の更新を待たずに通所型サービスAへ切り替えることは可能か。	予防給付のサービスを利用する人が、認定更新前に総合事業へ切り替えることは、予防給付相当サービスはできませんが、市独自のサービスAの場合は可能です。 なお、ご質問のケースにおいて、訪問介護も利用している場合は、訪問介護も同時に総合事業へ切り替えることとなるため、事業所との調整が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
101	07_通所型(従前相当)	02_人員、設備、運営等の基準	機能訓練指導員の配置	介護予防通所介相当サービスについて、当事業所は、機能訓練指導員を連日配置することが難しい状況だが、配置しない営業日があっても良いか。	介護予防通所介相当サービスにおける機能訓練指導員の取扱い、介護予防通所介護の取扱いと同様に、営業日には必ず1名以上の配置が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
102	02_訪問型(共通)	03_サービスの基準	月途中でのサービス変更	訪問型サービスAを利用していた人が、状態の悪化で身体介護が必要となり、介護予防訪問介護相当サービスを利用したいが、月途中での変更は可能か。また、給付管理はどのようにすれば良いか。	当市では、利用者の状態像、ニーズ等に応じて介護予防訪問介護相当サービスか、訪問型サービスAかを選定することから、同月内で両サービスを組み合わせて利用することは想定していません。(平成28年度分Q&Aを参照) しかし、ご質問のケースのように、状態像の変化により月の途中でサービスAから相当サービスへ切り替えが必要な場合は、相当サービス利用の確認書を提出した後、サービスを切り替えることは可能です。 なお、切り替え月においては、月包括単位による請求ができませんので、1回単位の合計が月包括単位を超えないよう留意が必要となります。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
103	04_訪問型 (サービスA)	03_サービスの 基準	同居家族の いる利用者 の生活援助	同居家族が精神疾患で通院中、 病状も安定しないような場合、訪問 型サービスAによる家事支援は可 能か。	ご質問のケースは、「同居家族のいる利用者の生活援助」(柏崎 市通知、H24.5月)の「やむを得ない事情により家事が困難」に該 当すると判断され、訪問型サービスAの利用は可能と思われま すが、利用前に介護高齢課との協議をお願いします。 (参考)やむを得ない事情に該当する同居家族の例 ①同居家族が要介護者、要支援者で家事が困難。 ②同居家族が家事が困難な障害(身体・知的・精神)を有する。 ③同居家族が疾病等により家事が困難な状態にある。 ④同居家族が就労などで、長時間にわたり不在であり事実上独 居である。 ⑤同居家族との家族関係に深刻な問題(介護放棄・修復不能な こじれ)があり、援助が期待できない場合。 ⑥同居家族が未成年者(孫など)であり、同居家族の活用を検討 したが、援助を期待できない場合。	柏崎市介護予防日 常生活支援総合事 業に関するQ&A (平成29年9月)
104	08_通所型 (サービスA)	04_算定	サービス提 供時間の短 縮	通所型サービスAにおいて、利用 者の体調不良や私用のため早く帰 り、提供時間が下限時間(90分)を 下回った場合、費用を算定するこ とはできるか。	通所型サービスAで90分のサービスを計画していた場合におい て、当日の途中に利用者が体調を崩したためにやむを得ず60分 程度でサービス提供を中止した場合、所定の単位数を算定する ことは可能です。 ただし、利用者が事業所に到着したところ、具合等が悪く、早急 に帰宅させた場合は、キャンセル扱いとなります。	柏崎市介護予防日 常生活支援総合事 業に関するQ&A (平成29年9月)
105	08_通所型 (サービスA)	04_算定	定員超過	通所型サービスAの定員超過減算 は、月平均が届出した定員を超え なければ問題ないと理解して良い か。なお、超過のあった場合も、同 場所で開催している(介護予防)通 所介護及び介護予防通所介護相 当サービスの利用者との合計人数 で、基準面積を満たしている。	定員超過減算は、単位ごとに、月平均利用者数が市に提出した 運営規定に定められている利用定員を超えた場合に、所定単位 数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。 このため、お見込みのとおり、月平均で利用定員を超えなければ 減算にはなりません。1日でも利用定員を超えれば人員基準 違反となりますので、「減算にならなければよい」といった考え方 で事業所の運営をしないようお願いします。	柏崎市介護予防日 常生活支援総合事 業に関するQ&A (平成29年9月)
106	01_共通	07_ケアマネ ジメント	介護予防訪 問(通所)介 護相当サー ビス利用の 確認書	相当サービス利用の確認書の提出 期限までに認定結果が出ない 場合、提出はした方が良いか。一 次判定の結果は、要介護2であ った。	相当サービス利用の確認書は、認定更新の結果が出ていない 場合でも、原則期限までに提出をお願いします。 ただし、ご質問のケースのように、一次判定の結果が要介護2 で、明らかに状態像が悪化したときは、居宅介護支援事業者 に引き継ぎ、暫定介護プランの作成を進めてください。万一、要支 援の認定結果となった場合は、結果が分かり次第、速やかに相 当サービス利用の確認書の提出(ケアプラン期間は最長6か月) をお願いします。	柏崎市介護予防日 常生活支援総合事 業に関するQ&A (平成29年9月)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
107	01_共通	07_ケアマネジメント	区分変更申請	総合事業(サービスA)と福祉用具貸与を利用しているケースが、区分変更申請で要介護になった場合、サービス利用状況確認書を提出すれば、結果が出るまで要支援者としてサービスAの利用ができる。福祉用具貸与とケアマネジメント料はどうか。	サービス利用状況確認書の「介護給付サービスを開始する日」までは、福祉用具貸与は予防給付、ケアマネジメントは介護予防支援となります。 実際の請求は、月末の状況に従い、福祉用具貸与は介護給付費、ケアマネジメント料は居宅介護支援費となります。 ※H30.12.18介護支援専門員連絡会にて「認定申請に伴う総合事業費、介護給付費等の取り扱いの留意点」を説明。総合事業(サービスA)と福祉用具貸与を利用している人が区分変更申請し要介護になった場合は、申請日に遡って要介護者として取り扱います。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
108	01_共通	07_ケアマネジメント	介護予防訪問(通所)介護相当サービス利用の確認書	相当サービス利用の確認書は、提出期限を過ぎた場合であっても受付が可能か。	新規申請でサービス利用を急ぐ場合等、やむを得ない状況の場合は、確認書の提出期限を過ぎても随時受付します。なお、市の回答には3日間程度要しますので、余裕を持って提出をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
109	01_共通	07_ケアマネジメント	地域包括支援センターの役割	ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託してきたケースが、総合事業へ移行する場合、地域包括支援センターによる基本チェックリスト調査、アセスメント及びサービス担当者会議の同席は必要か。	基本チェックリスト調査は、認定更新時に、基本チェックリストを希望される場合に地域包括支援センターが実施します。 ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託してきたケースが、総合事業へ移行する場合、アセスメント及びサービス担当者会議に必ずしも同席の必要はありませんが、ケアプランの確認や評価等、適宜ケアマネジメントに関与をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
110	01_共通	07_ケアマネジメント	支援計画原案作成、サービス担当者会議	介護予防給付では、サービス開始月に支援計画原案作成とサービス担当者会議を開催するが、基本チェックリストで判定された事業対象者が、サービスAを利用するも同様か。	お見込みのとおりです。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)
111	01_共通	07_ケアマネジメント	東日本大震災避難者	F県N町からの東日本大震災避難者(住所地はN町)が、柏崎市の相当サービスを利用する場合、相当サービス利用の確認書の提出は必要か。	柏崎市に居住していても、住所地がN町である場合は、N町の被保険者となります。このため、相当サービス利用の確認書を柏崎市へ提出する必要はありません。 柏崎市で受けるサービスは、N町の総合事業として提供されるため、みなし指定を受けていないサービス事業所の場合は、N町の事業所指定を受けている必要があります。(柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成28年度分)を参照) なお、N町が原発避難者特例法の指定市町村である場合は、柏崎市の指定を受けていることによりN町の指定を受けたこととみなされますが、取扱い等については、市町村で異なるため利用前にN町への確認をお願いします。	柏崎市介護予防日常生活支援総合事業に関するQ&A (平成29年9月)

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
112	01_共通	07_ケアマネジメント	基本チェックリストの提出	H29年4月開始の事業対象者の計画が3月末で期間が切れるにあたり、基本チェックリストを使用し、モニタリング・再アセスメントを行う予定しているが、基本チェックリスト等の提出は必要か。	事業対象者に対するケアマネジメントにおいては、モニタリング時に基本チェックリストを活用するとともに、ケアプラン更新時には基本チェックリストを実施することとしています。基本チェックリストの結果、非該当となった場合には、受給者資格台帳及び介護保険証の更新を行う必要があるため、介護高齢課へ回答結果の提出をお願いします。	H30.2.20
113	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	管理者の兼務	地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの管理者が、生活相談員を兼務しているが、一体的に通所型サービスAを実施する場合、加えて通所型サービスAの管理者も兼務できるか。	介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAにおける管理者の兼務は、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと規定しており、ご質問の兼務形態は不可となります。 ※H30.3.28説明会にて兼務可能と変更	H30.2.21
114	02_訪問型(共通)	07_ケアマネジメント	月途中のサービス変更	①月半ばまで訪問型サービスAで週1回生活介護を受けていたが、身体介護が必要になり確認書により週1回は生活介護+週1回身体介護で従前相当サービスを受けることになった場合、サービスAの期間はサービスAとし、介護相当サービスの期間は従前相当サービスとするのか。若しくは、その月全てが従前相当サービスとなるのか。 ②上記の場合、従前相当サービスに変わった時点で、初回加算が必要となるか。	①相当サービスの利用確認の以前はサービスA、確認以降は相当サービスで算定します。このため、移行月においては月包括単位が使用できませんので、利用回数にご留意ください。 ②介護予防訪問介護相当サービスへの変更に伴い、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、サービス提供責任者が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は介護予防訪問介護相当サービスに同行した場合に、1月につき初回加算を算定することができます。	H30.3.19
115	06_通所型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	3職種兼務	管理者が、生活相談員と介護職員の3職種兼務を行うことは、新潟県は可能としているが、柏崎市においても可能か。	県指定の通所介護と一体的に総合事業の通所型サービスを提供する場合、人員配置の基準は県準拠とし、ご質問の兼務は、管理者の管理上支障が出ない場合は可能とします。	H30.9.10

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
116	02_訪問型(共通)	02_人員、設備、運営等の基準	サービス提供責任者の員数	訪問介護、相当サービス及びサービスAを一体的に運営する場合、サービス提供責任者の員数は、訪問介護、相当サービス及びサービスAの合算が40件に1名でよいのか。 また、合算方法は、次の例1、例2のどちらの考え方となるか。 (例1)訪問介護10件+相当サービス10件+サービスA20件=40件 (例2)サービスAに関しては1/2件となり、訪問介護10件+相当サービス10件+サービスA40件/2=40件	サービス提供責任者の員数は、介護予防訪問介護相当サービスにおいて、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上(常勤換算法による。)、訪問型サービスAにおいて、必要と認められる数と規定しています。サービス提供責任者は、これらが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、兼務が可能ですが、それぞれの基準を満たす必要があります。このため、サービス提供責任者の員数の算出に当たっては、それぞれの利用者を合算した数が40又はその端数を増すごとに1人以上(常勤換算法による。)となります。なお、この場合における合算方法は、ご質問の例1のとおりとなります。 ※H31.3.25通知文にてH31.4.1からサービスAの利用者を0.5として人数を合算することに変更	H30.9.20
117	08_通所型(サービスA)	02_人員、設備、運営等の基準	運動機能向上加算	通所型サービスAの運動器機能向上加算について、機能訓練指導員を配置していない土曜日に、月8回(水曜と土曜の週2回)利用している方が定期で利用する場合、月単位の加算の取扱いは如何したらよいのか。	運動器機能向上加算の基準では、運動器機能向上サービスを提供するのは、利用者ごとの運動器機能向上計画に従っていれば、機能訓練指導員に限らず、介護職員その他の職種の人でも良いとしています。 (参考)「柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」の「6、運動機能向上加算」の(3) よって、今回質問の土曜日に機能訓練指導員がいなくても、他職種の職員が利用者ごとの運動器機能向上計画に従って運動器機能向上サービスを提供しているのであれば、月225単位が加算されることになります。	H30.12.7
118	06_通所型(共通)	03_サービスの基準	同一建物減算	要支援2で通所型サービスを週1回利用中。冬期間のみサ高住を利用するにあたり、同一建物内の通所型サービスの追加を希望している。同一建物減算のない事業所と、ある事業所を併用することは可能か。	通所型サービスの報酬は1回単位で設定しているため、複数の事業所を利用することも可能ですが、同一建物減算の対象となる事業所が含まれる場合は、減算が月単位となるため、複数の事業所を利用することはできません。なお、同一建物減算の対象となる事業所のみを利用するときは、利用回数によらず、報酬は月単位となります。	H30.12.18
119	01_共通	04_算定	複数事業所を利用する場合の月包括単位	複数の事業所を利用している場合、月により週数の関係から規定の回数を超える場合の算定方法はどうすればよいのか。	複数の事業所を利用している場合は、月包括単位の算定ができません。このため、基準となる利用回数の範囲内での利用をお願いします。 ※H28.7.28事業所連絡会、資料3の参考2を参照	R元.11.1
120	08_通所型(サービスA)	04_算定	送迎加算	通所型サービスAを提供する事業所が、利用者の居宅から5キロメートル以上離れていれば、長距離送迎を算定できるのか。	長距離送迎を算定するには、利用者の居宅から半径5キロメートル内に通所型サービスA事業所がないことが条件となります。そのため、通所型サービスAを提供する事業所が、利用者の居宅から5キロメートル以上離れていても、他の通所型サービスA事業所が半径5キロメートル内にある場合、算定することができません。	R元.12.2

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	発出時期、文書等
121	01_共通	04_算定	複数事業所の利用	複数の事業所を利用した場合、規定の回数は事業所毎に適用されるのか。	規定の回数は事業所毎ではなく、利用者毎の利用回数を規定したものです。従って複数の事業所を利用した場合は、それぞれの回数を合算して算定します。	R元.12.2